

川越市新宿町一丁目広場に係る
ネーミングライツパートナー募集要項

川越市 公園整備課

令和7年11月

目次

1	募集の目的	1
2	募集の内容	1
3	対象施設等の概要	1
4	愛称の条件	2
5	パートナーメリット.....	3
6	愛称表示に係る費用負担等	3
7	知的財産権	4
8	応募資格.....	4
9	選考スケジュール	5
10	応募手続	5
11	選定方法	6
12	優先交渉権者との協議.....	7
13	契約締結及び公表.....	7
14	決定の取消し、契約の解除.....	7
15	その他留意事項	8
16	申込み・問合せ先.....	8

1 募集の目的

本募集は、ネーミングライツの実施を通じて、安定的な財源確保による持続可能な施設等の運営を行うとともに、民間事業者等の資源、ノウハウ等を活用することにより、施設等の魅力を高め、地域の活性化を図ることを目的として、ネーミングライツパートナーを募集するものです。

施設等：市が所有する施設又は設備及び市が主催するイベント等をいう。
ネーミングライツ：市と民間事業者等との契約により、施設等に当該民間事業者が一定期間、有償で愛称等を付すことをいう。

2 募集の内容

(1) 対象施設

川越市新宿町一丁目広場

(2) 契約期間

令和8年7月1日～令和13年3月31日（4年9箇月間）

(3) ネーミングライツ料（最低金額）

年額100万円（消費税及び地方消費税含む）

※この金額以上での募集とします。

※初年度については、月割り計算とします（千円未満は切り上げ）。

※敷地内外のサインの表示変更に係る費用は含みません。

3 対象施設等の概要

(1) 設置目的

市民に憩いと集いの場を提供することにより、市民相互の交流及び川越駅西口周辺地域の活性化を図るとともに、災害時における当該地域に滞在する者等の避難に資すること

(2) 所在地・規模等

○所在地 川越市新宿町一丁目1番地1

○敷地面積 11,854.97 m²

○設置年月 令和8年7月（予定）

○主な施設 芝生広場、遊具、イベント広場、管理棟、トイレ、駐輪場

○アクセス 川越駅西口より約400m

(3) 管理運営計画

○開場時間 午前6時00分から午後10時00分まで

- 管理主体 指定管理者（予定）
- 備考
- ・設置目的である市民の交流促進及び川越駅西口周辺地域の活性化に向けて、キッチンカーの出店やイベント会場としての利用を誘致するほか、防災知識の普及啓発に資するイベントの開催を想定しています。
 - ・本施設は、地震等の災害時における指定緊急避難場所とする予定です。

【整備イメージ】



4 愛称の条件

- (1) 公の施設としてふさわしいものであり、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から、市民や利用者の理解が得られる愛称を提案してください。
 - (2) 川越市広告掲載に関する要綱第3条第1項各号及び川越市広告掲載基準第3条各号に該当する愛称は使用できません。
 - (3) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中は、社名変更等やむを得ない事由が生じた場合を除き、愛称の変更はできません。
 - (4) 愛称は、施設の一般的な呼称であり、市が条例で定めている施設名称を変更するものではありません。また、愛称が定着するまで、条例上の施設名称を併記する場合があります。
 - (5) 対象施設の「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。ただし、一般に理解しやすいものとしてください。法人やブランドのロゴマーク（※）も使用することができます。
- ※ロゴマークは応募者が権利を有する登録商標を原則とします。

【川越市広告掲載に関する要綱（抄）】

（広告の範囲）

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 個人又は団体の名刺広告又は意見広告
- (5) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (6) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (7) 良好な美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが不適当であると市長が認めるもの

※各号の詳細は、川越市広告掲載基準第3条各号をご参照ください。

5 パートナーメリット

- (1) 愛称の普及のため、市はネーミングライツパートナー及び愛称の決定について、市のホームページ等で公表します。
- (2) 施設入口の看板、施設敷地内の案内板のほか、印刷物（パンフレット、ポスター、チラシ等）において愛称の表示が可能です。表示箇所の参考として別紙1「愛称表示箇所のイメージ」をご参照ください。
- (3) ネーミングライツパートナーが発行する出版物や自社のホームページ等で、ネーミングライツパートナーであることを広報することが可能です。
- (4) 契約期間満了後の更新に関しては、現契約と同条件以上であること等を審査の上、現在のネーミングライツパートナーを優先交渉権者とします。
- (5) 詳細については、優先交渉権者決定後、別途協議の上決定するものとします。なお、提案内容によっては、ご希望に添えない場合があります。

6 愛称表示に係る費用負担等

区 分	市	パートナー
敷地内外の看板等の表示変更や新設 ※1		○※2
契約期間終了時の原状回復		○
契約締結後に発行する印刷物やホームページ等の表示変更	○※3	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、看板等を新設する場合は、設置の可否を含めて協議を行い、必要な許可等を受けた上で行うこととします。

※2 表示変更部分及び新設した看板等の維持管理費は、ネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツパートナーの負担となります。

※ 3 既存の印刷物については、残部数や改訂時期を考慮して対応します。

7 知的財産権

愛称表示に関する知的財産権は、ネーミングライツパートナーに帰属するものとしませんが、市が無償で使用することを認めるものとします。

また、本件愛称表示に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、ネーミングライツパートナーが自己の責任と費用において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとします。

8 応募資格

応募資格を有する者は、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人その他の団体とします。ただし、川越市広告掲載基準第2条各号に該当する場合を除きます。

【川越市広告掲載基準（抄）】

（広告を掲載できない業種又は事業者）

第2条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- （1） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業とされる業種及びこれに類する業種
- （2） 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業とされる業種
- （3） 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- （4） ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
- （5） 投機的商品に関する業種
- （6） たばこに関する業種
- （7） 占い又は運勢判断に関する業種
- （8） 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に規定する探偵業とされる業種及びこれに類する業種
- （9） 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- （10） 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- （11） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続を開始している事業者
- （12） 各種法令に違反している事業者
- （13） 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- （14） 本市の市税を滞納している事業者
- （15） 社会問題を起こしている業種や事業者

9 選考スケジュール

応募から契約締結までの主なスケジュールは以下のとおりです。

内容	期間
応募期間	令和7年11月17日(月)～令和8年1月30日(金) 午後5時
質問の受付期間	令和7年11月17日(月)～令和7年12月26日(金) 正午
質問に対する回答期限	令和8年1月9日(金)
審査結果の通知	令和8年2月下旬まで
優先交渉権者との協議	令和8年2月下旬～令和8年3月下旬(予定)
契約締結	令和8年4月下旬(予定)

10 応募手続

(1) 応募方法

- ・申込書に必要事項を入力の上、必要書類を添え、募集期間内に持参、郵送又は電子メールにて「16 申込み・問合せ先」まで提出してください。
- ・電子メールにてご提出いただく場合、「(3) 提出書類」のうち、④（登記事項証明書）、⑥及び⑦（納税証明書）については、併せて原本を各1部ずつ持参又は郵送してください。

(2) 募集期間

令和7年11月17日（月）から令和8年1月30日（金）午後5時まで

※提出後は、電話により到達確認を行ってください。到達確認は、午前9

時から午後5時までの時間にて受付いたします（土日祝日を除く）。

※郵送の場合の締切りは、1月30日（金）必着とします。

(3) 提出書類

- ① ネーミングライツパートナー応募申込書（様式1）
- ② ネーミングライツパートナー応募申込に係る誓約書（様式2）
- ③ パンフレット等、応募者の事業内容が分かるもの
- ④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑤ 直近3年分の決算報告書
- ⑥ 納税証明書等申請書兼証明書
（市税に未納がないことの証明書）
- ⑦ 国税通則法施行規則で定める納税証明書「その3の3」
（「法人税」「消費税及び地方消費税」に未納がないことの証明書）

※上記⑥、⑦は、発行後3か月以内のもの（直近1年度分）

(4) 募集に関する質問の受付と回答

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

① 受付期間

令和7年11月17日（月）から令和7年12月26日（金）正午まで

② 提出方法

ネーミングライツパートナー募集要項に係る質問書(様式3)に必要事項を入力し、電子メールにて「16 申込み・問合せ先」に提出してください。

※提出後は、電話により到達確認を行ってください。到達確認は、午前9時から午後5時までの時間にて受付いたします（土日祝日を除く）。

※電話や執務室への訪問による照会については対応できません。

③ 回答

質問事項とその回答は、令和8年1月9日(金)までに、川越市ホームページにて公表します。

1.1 選定方法

提出書類をもとに、本市が設置する審査委員会が「(1) 審査基準表」に基づいて総合的に審査を行います。評価点が最も高い者を優先交渉権者とし、次に得点の高かった者を次点の優先交渉権者として決定します。

なお、審査の結果、基準を満たす提案がないと市が判断した場合は、ネーミングライツパートナーを選定しないことがあります。

(1) 審査基準表

審査事項	審査項目	配点
I 愛称 (デザインを含む)	・親しみやすく、呼びやすい愛称か ・施設の設置目的やイメージとの整合	20点
II 提案金額	配点 $\times \frac{\text{当該応募者の提案金額}}{\text{応募者のうち最も高い提案金額}}$	40点
III 応募者	・財務状況から見た経営の安定性 ・本事業への意欲、設置目的への理解（応募理由） ・市政又は地域に対する社会貢献等の実績	30点
IV その他	・施設の知名度や魅力の向上に資する提案	10点
合 計		100点

※合計点数が60点未満だった場合又は審査事項I、III、IVの各審査事項における点数の小計が配点の60%未満だった場合、当該団体等は失格とします。

(2) 選考結果

選考結果は、全ての応募者へ令和8年2月下旬までに電子メール及び書面にて通知します。

なお、選考結果に対する異議申立ては受理しません。

1 2 優先交渉権者との協議

優先交渉権者の選定後、契約に係る基本的事項等について協議を行います。

なお、協議が不調に終わった場合や協議中に優先交渉権者が応募資格を欠いた場合、市は次点の優先交渉権者と協議を行うことができるものとします。

1 3 契約締結及び公表

(1) ネーミングライツパートナーの決定及び契約の締結

優先交渉権者との協議が調った時点で、当該優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、契約を締結します。

(2) 公表

契約締結後、速やかに次の事項についてホームページ等で公表します。

- ① ネーミングライツパートナーの名称
- ② 施設の愛称
- ③ ネーミングライツ料
- ④ 契約期間

1 4 決定の取消し、契約の解除

ネーミングライツパートナーが、次の各号のいずれかに該当するときは、市はネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は契約期間満了を待たずに契約を解除することとします。

- (1) 虚偽の申請等によりネーミングライツパートナーとなったことが判明した場合
- (2) 「8 応募資格」に規定するネーミングライツパートナーとなることができない事由に該当した場合又は該当することが明らかとなった場合
- (3) 社会的信用を失墜する行為等により施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合その他ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められる場合
- (4) ネーミングライツパートナーに係る経営状況等の安定性及び社会貢献等の公共性が損なわれたと認められる場合

- (5) その他市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと認める場合
※契約の解除による原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。また、納入されたネーミングライツ料は返還しません。

1 5 その他留意事項

- (1) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 応募者の都合による書類の提出後の修正又は変更は、一切認めません。
- (3) 事故等による未着については、本市では責任を負いません。
- (4) 提出された書類は返却しません。

1 6 申込み・問合せ先

川越市 都市計画部 公園整備課

所 在 地：〒350－8601 川越市元町一丁目3番地1

電話番号：049－224－5965（直通）

メールアドレス：koenseibi★city.kawagoe.lg.jp

（送信する際は、★を@に置き換えてください）